

Ponta 会員規約ローソン銀行特約

本特約は、株式会社ローソン銀行（以下「当行」といいます。）が、株式会社ロイヤリティマーケティング（以下「LM」といいます。）の運営・提供する共通ポイントプログラム「Ponta」においてLMが発行するPontaポイント（以下「Pontaポイント」といいます。）について、当行の発行するPonta会員証一体型クレジットカード（以下「カード」といいます。）の利用または当行の商品・サービスの利用等に伴い付与するPontaポイントの内容および提供条件等の特約を定めるものです。本特約に定めのない事項は、ローソンPontaプラス会員規約、Ponta会員規約（これらに付随するガイドライン、規定等を含みます。ローソン特約その他の当行、株式会社ローソン（以下「ローソン」といいます。）またはLMの規定の定めるところによるものとします。

第1条（定義）

本特約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 「Ponta 会員」とは、Ponta 会員規約第 1 条第 1 項に定める会員をいい、共通ポイントプログラムの利用を申し込み、LM において会員情報登録を完了した個人をいいます。
- (2) 「カード会員」とは、Ponta 会員のうち、ローソン Ponta プラス会員規約を承認のうえカードの入会を申し込み、当行において入会を承認したことにより、カード会員資格を取得した個人をいいます。
- (3) 「本サービス」とは、第 2 条各項に基づき当行が Ponta 会員に提供する Ponta ポイント付与サービスのことをいいます。

第2条（Ponta ポイントの付与）

1. 当行は、Ponta 会員が当行の提供する預金その他の商品若しくはサービスの申込または利用（カードの申込または利用を除きます。）をした場合、当該 Ponta 会員に対し Ponta ポイントを付与することがあります。この場合における付与の条件等については、当行の公式ウェブサイト等に記載されている条件に従います。ただし、カード会員資格を保有しない Ponta 会員が、本項に定める Ponta ポイント付与を受けるためには、第 3 条第 1 項に定める手続きに従うことを条件とします。
2. 当行は、カード会員が「ローソン」、「ナチュラルローソン」および「ローソンストア 100」の店舗における商品若しくはサービスの購入または利用に際し、カードを利用したクレジット決済により支払いをした場合、ローソン特約に従いローソンが付与する Ponta ポイントに加え、当該カード会員に対し Ponta ポイントを付与します。この場合における

付与の条件等については、当行の公式ウェブサイト等に記載されている条件に従います。ローソンが付与する Ponta ポイントの条件等についてはローソン特約をご参照ください。なお、カードを提示いただけない場合、カードを用いて商品若しくはサービスの購入または利用の支払精算をされない場合および支払精算終了後にカードを提示された場合は、本項に定める Ponta ポイントの付与は行われません。

3. 当行は、カード会員がショッピング利用（ローソン Ponta プラス会員規約第 26 条に定めるショッピング利用のことをいいます。ただし、「ローソン」、「ナチュラルローソン」および「ローソンストア 100」の店舗における利用は含まれません。）を行った場合、当該カード会員に対し Ponta ポイントを付与します。この場合における付与の条件等については、当行の公式ウェブサイト等に記載されている条件に従います。

第3条 (Ponta 会員 ID 番号の届出)

1. Ponta 会員（カード会員を除く。）が、前条第 1 項に基づく Ponta ポイントの付与を希望する場合には、当行のインターネットバンキングまたはその他当行所定の方法で自己の Ponta 会員 ID 番号（以下「会員 ID 番号」といいます。）の届出および登録を行う必要があります。なお、会員 ID 番号が正しく登録されなかった場合、本特約に定める Ponta ポイントの付与は行われません。
2. 当行は、カード会員に対しては、前項に定める登録を要することなく、Ponta ポイントの付与を行います。ただし、当行所定の手続きを実施していないカード会員については、Ponta ポイントを付与しないことがあります。
3. 第 1 項に従い会員 ID 番号の登録を行った Ponta 会員（カード会員を除く。）は、当行のインターネットバンキングまたはその他当行所定の方法で会員 ID 番号を変更・削除することができます。ただし、カード会員については、会員 ID 番号の変更・削除はできません。
4. 第 1 項に従い会員 ID 番号の登録を行った Ponta 会員（カード会員を除く。）が、当該登録後にカード会員となった場合は、当行所定の場合を除き、当該会員が登録した会員 ID 番号は、カード会員資格取得時に付与された会員 ID 番号に上書きされ、以降は上書き後の会員 ID 番号に対し当行からの Ponta ポイントが付与されます。
5. 同一の会員 ID 番号により、複数の名義を使用して当行の商品若しくはサービスの申込または利用があった場合その他当行が不適当と認める場合は、当行は当該会員 ID 番号の届出を無効とし、Ponta ポイントを付与しないことがあります。

第4条（権利の喪失）

当行は、Ponta 会員が次号のいずれかに該当する場合、何らの催告なしに直ちに本特約に定める Ponta ポイントの付与を受ける権利を喪失させることができるものとします。

- （1）Ponta 会員若しくはカード会員の退会または会員資格取消等により、Ponta 会員またはカード会員資格を喪失した場合。
- （2）当行に対する一切の債務のいずれかの履行を怠った場合。
- （3）Ponta 会員規約、ローソン銀行預金規程、ローソン Ponta プラス会員規約または本特約に違反した場合。
- （4）当該 Ponta 会員につき相続開始事由が生じた場合。
- （5）その他前各号に準ずるような事由が発生したと当行が判断した場合。

第5条（本サービスの終了、中止または変更）

1. 当行は、いつでも本サービスを終了、中止または内容の全部または一部の変更をすることができるものとし、Ponta 会員はあらかじめその旨を承認するものとします。この場合、当行は終了、中止または変更する旨を、当行の公式ウェブサイト等にて告知するか、またはその旨を Ponta 会員に通知するものとし、当該告知または通知にて指定する期日をもって、終了、中止または変更されるものとします。
2. 本サービスの終了、中止または変更により Ponta 会員に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 本特約に定める Ponta ポイントの付与の内容は、日本国の法令等により規制されることがあります。

第6条（本特約の変更）

1. 本特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

施行日：2018年9月1日

改訂日：2020年4月1日